

Q&A 補助金名：高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金

NO	質問	回答	掲載日
1	書類の提出は毎回、窓口に持参しないといけませんか？	交付申請書の提出のみ、御持参いただく必要があります。交付決定後の提出書類は、郵送等の提出も可能です。	R7.7.28
2	複数の施設（協定福祉避難所）を運営する法人が、複数の施設について補助金交付の申請を行う場合、1つの申請書にまとめて記載し提出してよろしいか。	1施設ごとに書類の作成をお願いします。	R7.7.28
3	1施設あたりの補助基準額については、施設ごとに適用されますか。	お見込みのとおりです。補助基準額は、施設ごとに適用されます。 ※例えば、A社会福祉法人が運営する2施設（B施設、C施設）について、当該社会福祉法人と福祉避難所の開設に係る協定等を締結している場合、(2)資機材整備事業の補助基準額はA施設で60万円以内、B施設で60万円以内と施設ごとに摘要されます。	R7.7.28
4	補助金は、いつ交付されるのか？	本補助金は、完了払いのため、事業のすべて（改修工事の支払いも含む）が完了し、期日までに実績報告書を提出いただいた後、書類審査を行い、補助金の額を確定した後で、請求に基づいて支払います。	R7.7.28
5	事前着工の場合は、補助対象外となりますか？	交付決定がなされる前に事業を開始することは、補助金の適正な執行を担保できないため、原則として認められません。	R7.7.28
6	高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱の別表に記載してある「（1）施設改修事業＜対象となる施設改修の例＞」以外に具体的にどのようなものが挙げられますか？	例）バリアフリー化に係る改修（スロープ設置や段差解消工事、自動ドア・手すりの設置、車いす対応の通路拡幅等）、プライバシー確保のための改修（間仕切りやパーティションの設置、カーテンや簡易個室の導入） ※ただし、「資機材整備事業」に該当しないもの	R7.7.28
7	例えば、「施設改修事業」にてトイレ・入浴施設等の増設をした場合、平常時にも使用してよろしいか？	主として、災害時における福祉避難所の円滑な運営に資する用途として使用いただく必要がありますが、交付目的を逸脱するものと判断されない範囲であれば、平常時の使用を妨げるものではありません。ただし、既存の入浴施設を廃止し平常時の利用者が新たな入浴施設のみを平常時に使用する場合などは逸脱と解される可能性が高いと考えます。	R7.7.28

8	受入れスペースとして、施設内のステージのような一段高くなっている場所を活用できると考えている。そのスペースで使用する布団の購入は補助金の対象となりますか。	布団の購入は対象外です。 布団は、毛布類同様、備蓄物資等消耗品とみなします。	R7.7.28
9	介護用ベッド等の資機材を保管する倉庫・物置の購入費・設置費は補助金の対象となりますか。	本補助金は、基本的に直接的な改修、資機材整備を対象としています。保管用の倉庫・物置の購入・設置については、福祉避難所運営のための資機材の平時の保管場所を確保することにより、受入整備されるという観点から補助対象とします。 なお、申請は、（１）施設改修業、（２）資機材整備事業のいずれの場合でも差し支えありません。ただし、福祉避難所の設置・運営に係る資機材を保管するという目的に逸脱する活用がないようご注意ください。	R7.7.28
10	施設用の太陽光発電システムを有している施設において、新たな蓄電池の設置は補助金の対象となりますか。	新しく設置した蓄電池は、災害時における福祉避難所の円滑な運営という本補助金の目的にも資するものではありませんが、主に通常の施設運営に活用されるものであるため、補助対象外とします。	R7.7.28
11	介護用簡易トイレ（介護用ポータブルトイレ）を購入する場合、汚物袋や処理袋、凝固剤などの消耗品も補助対象となりますか。	処理袋や凝固剤といった消耗品を単体で購入する場合は補助対象としませんが、介護用簡易トイレを購入する際に附属品として購入する場合は補助対象とします。なお、介護用簡易トイレ（介護用ポータブルトイレ）と処理袋や凝固剤といった消耗品は、セットとなったものではなく、それぞれ調達して差支えありません。	R7.7.28
12	「施設改修事業」において、工期の関係で事業の完了が年度を跨ぐことになっても問題ありませんか。また、改修工事は完了していないが、発注さえしていれば、補助金の対象になりますか？	本補助金は、単年度の令和7年度当初予算で財源措置しているものであるため、令和7年度中に事業完了するものに限り、採択させていただきます。申請時点で工期が複数年度にまたがるものは交付決定が難しい可能性があります。	R7.7.28
13	「施設改修事業」「資機材整備事業」の両方を行う場合、受入可能人数は、既存の福祉避難所だと5人以上の増加でよろしいか？	お見込みのとおりです。	R7.7.28

14	要綱第4条第2項（1）における「本市と連携した訓練、研修等を行うこと。」とは、どのようなことか。	例えば、（1）高松市と合同で、改修スペースに避難者を受け入れる想定で訓練を実施すること、（2）配備した資機材の保管場所や実際の受入れスペース、資機材の活用方法や、さらに不足している資機材等について市担当者と確認を行うこと等を想定しています。	R7.7.28
15	交付申請書（様式第1号）の「着手予定年月日」と「完了予定年月日」へ記載する日付は、何日を記載すればよいか。	「着手予定年月日」は「交付決定日」と記載し、「完了予定年月日」は「令和8年1月31日」と記載してください。	R7.8.1